

千葉県議会保有個人情報の開示に伴う写しの作成に要する費用の額を定める要綱

(費用の額)

第1条 千葉県議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年千葉県条例39号)第31条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

公文書の種別	写しの作成に要する費用の額
1 文書又は図画	用紙1枚につき10円(多色刷りの場合にあつては20円)
2 電磁的記録	用紙1枚につき10円(多色刷りの場合にあつては20円)
	(1) CD-R1枚につき100円 (2) DVD-R1枚につき120円

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は原則として産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 光ディスクは、日本産業規格X0606及びX6281又は日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものを用いるものとする。
- 4 この表に記載のない方法による写しの作成に要する費用の額は、当該費用の実費に相当する額とする。